



# 島根県報

平成26年 8 月 29 日 (金)

号外 第 113 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

職員の児童手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (総務事務センター) 2

**【病院局規程】**

島根県病院局事務処理規程の一部改正 2

島根県病院局職員の手当認定事務に関する専決規程 3

## 公布された条例等のあらまし

## ◇職員の児童手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（規則第64号）

## 1 規則の概要

病院局の職員の児童手当の認定に係る権限を、総務部総務事務センター長に委任することとした。（第2条関係）

## 2 施行期日

平成26年9月1日から施行することとした。

**規 則**

職員の児童手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 8 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第64号

職員の児童手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の児童手当の支給に関する規則（昭和46年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

企業局の職員	総務部総務事務 センター長	総務部総務事務センター	企業局
病院局の職員	病院事業管理者	本局県立病院課	病院局
		中央病院	
		こころの医療センター	

」

を

「

企業局の職員	総務部総務事務	総務部総務事務センター	企業局
病院局の職員	センター長		病院局

」

に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、平成26年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に認定事務取扱機関がした認定その他の行為又は認定事務取扱機関に対してした請求その他の行為は、この規則による改正後の職員の児童手当の支給に関する規則に規定する認定事務取扱機関（以下「新認定事務取扱機関」という。）がした認定その他の行為又は新認定事務取扱機関に対してした請求その他の行為とみなす。

**島 根 県 病 院 局 管 理 規 程**

## 島根県病院局管理規程第9号

島根県病院局事務処理規程（平成19年島根県病院局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

平成26年 8 月 29 日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第10条中「本局局長が専決することができる事項」の次に「、島根県病院局職員の手当認定事務に関する専決規程（平成26年島根県病院局管理規程第10号）の規定により知事の事務部局総務部総務事務センター長が専決することができる事項」を加える。

別表第3中第8号から第12号までを削り、第13号を第8号とし、第14号から第19号までを5号ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

---

### 島根県病院局管理規程第10号

島根県病院局職員の手当認定事務に関する専決規程を次のように定める。

平成26年 8 月 29 日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

島根県病院局職員の手当認定事務に関する専決規程

**第1条** 病院事業管理者の権限に属する事務のうち、扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の認定等に関する事務（次条及び第3条において「手当認定事務」という。）については、知事の事務部局総務部総務事務センター長の職にある職員（次条において「センター長」という。）が専決することができる。

**第2条** センター長が不在のときは、手当認定事務について知事の事務部局総務部総務事務センター給与管理グループリーダーの職にある職員が代決することができる。

**第3条** 手当認定事務のうち、重要若しくは異例であるもの又は疑義のあるものについては、前2条の規定にかかわらず、専決し、又は代決することができない。

**第4条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成26年9月1日から施行する。